

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

12月号
2021

2021.12.28

発行者：株式会社リーテム

✓ 今月のテーマ 「産廃処理委託契約の電子化」

コロナ禍をきっかけにリモートワークが導入された職場も多いのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症の流行によって、国や自治体など行政機関でもデジタル化の遅れが表面化しました。そのような状況を背景に、2021年9月にデジタル庁が新設され、一部の行政手続き文書への押印を省略することが認められるようになりました。来年4月には改正電子帳簿保存法が施行され、企業でも経理帳簿の電子保存がこれまで以上に進むと考えられます。これらの変化に並行して、産業廃棄物処理委託契約の電子化も進んでいます。まだ導入には至っていないけれど電子契約について調べたり、社内で具体的な検討をしている企業様は少なくないことでしょう。



💬 産廃処理委託契約は書面で締結しなくてもいいの？

産廃処理委託の電子契約は可能です。企業が自社の廃棄物を産廃処理業者に引き渡す際に交付が義務づけられているマニフェスト伝票については、電子マニフェストがある程度は普及していますが、産廃処理委託契約については長らく紙媒体で交わされてきました。廃棄物処理法では書面による委託契約の締結を義務づけているので守らないと委託基準違反になる、とお考えの方もまだいらっしゃるかも知れません。現在、「書面による」という部分は義務ではありません。2001年4月に施行された電子署名法とIT書面一括法、及び2005年4月施行のe-文書法によって、産廃処理委託契約を電子で締結することは正式に認められました（それぞれの法律の正式名称は下表参照）。

法律	正式名称	法律の主旨
電子署名法	「電子署名及び認証業務に関する法律」	電子署名が、署名や押印と同等の法的効力を持つことを定めた法律
IT書面一括法	「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」	書面の交付や書面による手続きを義務付けている法律について、送付される側の同意を条件として、書面の交付に変えて、電子メールやFAXなどの電子的手段を利用することを認めている法律
e-文書法 (又は電子文書法)	「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」と「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称	商法や税法で保管が義務づけられている文書について、紙文書だけでなく電子化された文書ファイルでの保存を認めている法律

💬 産廃処理契約を電子化するメリットは？

製本や押印のやり取り等締結までに日数を要する書面契約とは違い、電子契約はお互いがPCやスマートフォンで作業するので、早ければ1日で締結に関わる全ての作業を終えることができます。また、電子契約は印紙税の対象でないため、年間の契約締結本数の多い企業の場合は節税効果が大きいです。

この他に、書面の場合は保存期間中の原本の紛失や劣化が起き得ますが、電子契約ならその心配は要りません。



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

【導入企業の声】

産廃処分事業者様

契約手続きが短期間に完了するので、排出企業からの産業廃棄物の急な搬入依頼にも対応できるようになった。

【導入企業の声】

排出事業者様

一定年数を経過したすべての産廃契約を再締結する社内規定があり、全国に排出拠点を持つため事務負担が大きかったが、電子化で大幅に負荷が減った。

【導入企業の声】

産廃処分事業者様

これまでは印紙額の判断に迷うケースが少なくなかったが、印紙不要なので、事務効率が上がった。

クラウド型の電子契約でこんなことが不要！こんなことが可能！

不要

- ✓ **スピード締結**
書面の郵送が不要なので、短時間で契約締結が完了
- ✓ **書面の保管スペースが不要**
産廃処理契約の法定保管義務：契約終了後5年間
- ✓ **印紙貼付不要**
印紙税額の判断が不要
- ✓ **クラウドシステムだから**
PCにアプリのインストール不要

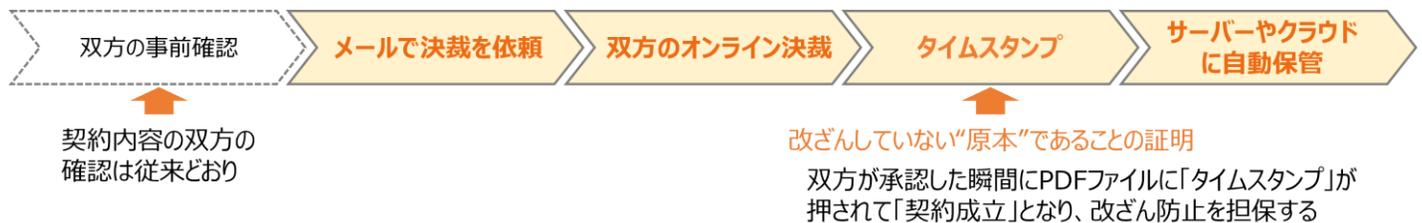
可能

- ✓ **雛型問わず電子化可能**
従来の紙のひな型を利用して契約締結可能
- ✓ **現行の社内決裁フローで可能**
電子契約用に社内決裁フローの変更不要
- ✓ **印刷保管も可能**
- ✓ **保管時の検索が簡単**
契約締結完了時にデータベース化されるので、簡単に検索可能（※）

※ユーザーアカウントを取得した場合

電子契約の仕組み

電子契約とは、電子文書をインターネット上のサービスで交換して承認・署名することで契約を締結し、企業のサーバーや、外部のデータセンターなどに電子データを保管するITを利用した契約の方法で、次のような手順によって行われます。



編集後記

ペーパーレスという言葉が世の中に出てきたのは1970年代、IT技術の進歩で本格的なペーパーレス化が浸透し始めたのは2010年代代だそうです。新型コロナウイルスの感染拡大が一時期に比べて落ち着きを見せている現在、リモートワークと出社を併用したハイブリッド型の勤務スタイルが定着してきたように感じます（一部の業態を除き）。今後ますます、産廃処理委託契約の電子への切替えは加速しそうです。リーテムでは、企業様の電子契約システム導入に向けたサポートをしております。詳しくお知りになりたい方は一度ご相談ください。<https://kanri.re-tem.com/>



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>